

令和 6 年度

定期(財務)監査及び行政監査報告書

小 城 市 監 査 委 員

小城市監査委員告示第1号

令和6年度 定期(財務)監査及び行政監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により定期監査及び行政監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を公表する。

令和7年3月27日

小城市監査委員 古川 吉光

小城市監査委員 永松 和久

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項及び第4項並びに同条第2項の規定による定期監査及び行政監査を実施したが、その状況は次のとおりである。

1 監査実施期間

令和6年10月執行分・・・令和6年10月17日から10月28日まで
令和6年11月執行分・・・令和6年11月14日から11月28日まで
令和6年12月執行分・・・令和6年12月11日から12月26日まで
令和7年1月執行分・・・令和7年1月17日から1月30日まで
令和7年2月執行分・・・令和7年2月7日

2 監査対象課等及び監査実施日

監査対象課等		監査実施日	監査対象課等		監査実施日
総務部	財政課	令和7年2月7日	教育委員会事務局	保育幼稚園課	令和6年11月14日
	防災対策課	令和7年1月17日		教育総務課(学校教育課含む)	令和6年11月18日
	国民スポーツ大会推進課	令和7年1月23日		教育総務課 学校校給食係	令和6年11月18日
	総務課	令和7年2月7日		小城公民館係	令和6年10月17日
	総合戦略課	令和7年2月7日		牛津公民館係	令和6年10月17日
	企画政策課	令和7年1月17日		芦刈公民館係	令和6年10月17日
	市民課	令和6年12月11日		生涯学習・三日月公民館係	令和6年10月17日
	人権・同和対策室	令和6年12月11日		社会教育施設係	令和6年10月17日
	税務課	令和6年10月25日		文化振興係・文化財保護係	令和6年11月14日
	国保年金課	令和6年10月18日		市民図書館(三日月図書館係・小城図書館係)	令和6年11月14日
市民部	環境課 環境係・廃棄物対策係	令和6年12月26日	会計局		令和6年10月28日
	環境課 施設係	令和6年10月18日	選挙管理委員会		令和7年2月7日
	社会福祉課	令和6年11月14日	議会事務局		令和7年2月7日
	高齢障がい支援課	令和6年10月25日	農業委員会		令和7年2月7日
	健康増進課	令和6年10月18日	監査委員事務局		令和6年10月28日
産業部	商工観光課	令和6年11月18日	公営企業事務局	水道課	令和7年1月30日
	農林水産課	令和7年1月23日		市民病院	令和6年11月28日
	農村整備課	令和7年1月17日		下水道課	令和6年10月28日
建設部	都市計画課	令和6年10月25日			
	定住推進課	令和6年11月18日			
	建設課	令和7年1月17日			

3 監査の対象期間

令和6年10月執行分・・・令和5年9月1日から令和6年8月31日まで
令和6年11月執行分・・・令和5年10月1日から令和6年9月30日まで
令和6年12月執行分・・・令和5年11月1日から令和6年10月31日まで
令和7年1月執行分・・・令和5年12月1日から令和6年11月30日まで
令和7年2月執行分・・・令和6年1月1日から令和6年12月31日まで

4 監査の方法

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理並びに行政事務の執行について、あらかじめ提出された監査資料に基づき、提示のあった関係書類等を審査、照合するとともに、必要に応じて関係者の説明を求めるなどの方法により監査を実施した。

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

今回の定期監査は、市の財務に関する事務及び所管する事務事業に関する事務の執行・処理状況等が適法、適正に行われているか、また、市の行政事務の執行が合理的かつ効率的に法令等に従って適正に行われているか監査を実施した。

総合的には、予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理はおおむね適正に処理されていると認められた。また行政事務の執行についても法令等に従っておおむね適正に行われていた。

また、細部については、不備な点、改善すべき留意点等が見受けられ、監査の折に口頭で指導しているので、今後の事務処理に十分留意され、適正に対処されたい。

全局的に改善すべき事項として、以下のことを口頭で指導した。

○行政財産の目的外使用許可

行政財産の目的外使用許可について、小城市公有財産規則（平成17年小城市規則第42号）第17条第4号に「貸付財産を転貸してはならないこと」と規定されている。昭和40年1月21日行政実例においても「行政財産の目的外使用の許可を受けた者が他の者に当該行政財産の全部又は一部を転貸することは、許可処分の性質上認められない」とされているが、一部の施設等において転貸しの事実が認められたため、解消に努めること。さらに、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」（平成15年7月17日付け総行行第87号。総務省自治行政局長通知）において、「行政財産の目的外使用許可（第238条の4第4項）等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これを指定管理者に行わせることはできないものであること。（第244条の2第3項関係）」と通知されているが、指定管理者が管理している施設の一部において、市長が目的外使用許可を行っていない事案が認められたため、解消に努めること。また、行政財産の一部において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項の規定に基づき、土地及び建物の貸付契約が締結されているが、「行政財産の貸付けは私法上の契約であり、借地借家法の適用を受けるため、貸し手と借り手が対等の立場となり、長期的・安定的な貸付けを可能とした制度であるといえます。」（地方財務実務提要抜粋）とあるため、借地借家法の規定に基づく契約書により締結すること。

○契約書

受注者（受託者）が準備した書面により契約を締結している業務の一部において、小城市財務規則（平成17年小城市規則第38号）第102条第1項に規定されている事項が記載されていない契約書や仕様書等で示していない条項が記載された契約書が認められた。そのため、契約を締結する際には、十分に内容を確認すること。また、総価契約で締

結すべき契約を単価契約で締結している業務等があり、契約内容を十分に把握し、適正に契約を締結すること。

○随意契約

随意契約について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項に適応する指針である小城市随意契約ガイドライン（平成 24 年）を確認し、最適な条項により契約を締結すること。

なお、今回の定期監査及び行政監査における個別の指摘事項・検討事項は、次のとおりである。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し適正な執行に努められたい。

※ 区分別指摘事項及び検討を要する事項の件数

区分	服務	文書	収入	支出	契約	工事の執行	補助金	財産	現金の取扱い	その他	計
重要な指摘事項											0
その他の指摘事項					5				1		6
検討を要する事項											0
合計	0	0	0	0	5	0	0	0	1	0	6

2 重要な指摘事項

なし

3 その他の指摘事項・検討を要する事項

- (1) 服務関係 (0 件)
- (2) 文書関係 (0 件)
- (3) 収入関係 (0 件)
- (4) 支出関係 (0 件)
- (5) 契約関係 (5 件)
- (6) 工事の執行関係 (0 件)
- (7) 補助金関係 (0 件)
- (8) 財産関係 (0 件)
- (9) 現金の取扱い関係 (1 件)
- (10) その他 (0 件)

検討を要する事項

- (1) 服務関係 (0 件)
- (2) 文書関係 (0 件)
- (3) 収入関係 (0 件)
- (4) 支出関係 (0 件)
- (5) 契約関係 (0 件)
- (6) 工事の執行関係 (0 件)
- (7) 補助金関係 (0 件)
- (8) 財産関係 (0 件)
- (9) 現金の取扱い関係 (0 件)
- (10) その他 (0 件)

4 監査対象課等ごとの監査結果

監査の対象	生涯学習課（小城公民館係）、生涯学習課（牛津公民館係）、生涯学習課（芦刈公民館）、生涯学習課（生涯学習・三日月公民館係）、国保年金課、健康増進課、環境課（施設係）、税務課、高齢障がい支援課、都市計画課、会計局、監査委員事務局、下水道課、保育幼稚園課、文化課（文化振興係・文化財保護係）、市民図書館（三日月図書館係・小城図書館係）、定住推進課、教育総務課（学校給食係）、商工観光課、市民課、人権・同和対策室、環境課（環境係・廃棄物対策係）、企画政策課・防災対策課、国民スポーツ大会推進課、建設課、農村整備課、水道課、総合戦略課、議会事務局、農業委員会、総務課、選挙管理委員会、財政課
監査の結果	・上記の課については、財務に関する事務の執行及び行政事務の執行は、おおむね適正と認められた。

監査の対象	生涯学習課（社会教育施設係）
監査の結果 (その他の指摘事項)	・手書き領収書で金額を訂正されたものが見受けられた。手書き領収書の取り扱いについて、適正に努められたい。

監査の対象	社会福祉課
監査の結果 (その他の指摘事項)	・令和6年度小城市病児・病後児保育業務委託契約において、予定価格調書の未封入のまま契約締結なされていた。契約事務について、適正な事務処理に努められたい。

監査の対象	農林水産課
監査の結果 (その他の指摘事項)	・令和6年度江里山ひがん花まつり会場設営業務委託契約において、予定価格調書の未封入のまま契約締結なされていた。契約事務について、適正な事務処理に努められたい。

監査の対象	教育総務課（学校教育課含む）
監査の結果 (その他の指摘事項)	・令和6年度GIGAスクール運営支援センター整備事業、令和6年度小学校デジタル教科書更新業務の2事業業務委託契約において、予定価格調書の未封入のまま契約締結なされていた。契約事務について、適正な事務処理に努められたい。

監査の対象	市民病院
監査の結果 (その他の指摘事項)	・契約事務において、小城市国民健康保険病院事業会計及び文書取扱規程を遵守し、適正に処理されたい。